

年末は特に注意
電話勧誘

はぜいたくしたい」など、ふだんとは違う気持ちになるものです。毎年この時期、事例のような勧誘電話が増加します。

事例1・2ともに、契約書を受け取った日から8日以内であれば、特定記録郵便で業者宛にはがきを送り、クーリング・オフをすることができます。ただし、その後に返金や返品の方法について業者と調整する必要があります。事例1では指輪や衣類を返してもらい、4100円を業者へ返金するという手続きが、事例2は冷凍のカニを業者宛に返送し、返金してもらう手続きが必要です。

最近、固定電話にかかってくる電話の多くが勧誘です。常に留守番電話にして、必要な人だけに折り返し電話をすればトラブルが防げます。

年末年始は、困つてもすぐに助けが求めにくい時期です。この時期を狙って勧誘してくる業者が多いので、注意してください。

間消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500

事例1 年末の片づけをしていたら「不用品、何でも高く買い取ります」と電話があったので、コートやスーツを売ろうと思った。訪問してきた業者は衣類に興味を示さず「指輪やネックレスは無いですか」と聞いてきた。結局、衣類一式を100円で、金の指輪を4000円で売ってしまったが、買取価格が安すぎる。指輪を取り戻したい。

事例2 「本場の味、カニやサケ、ホタテはいかがですか？」と電話があった。お正月用にと1万5000円の冷凍カニを代金引き換え配達で注文。後日、届いたカニは小さく、イメージしていた物と違った。キャンセルしたい。

年末は「家をきれいにして新しい年を迎えたい」「正月ぐらい